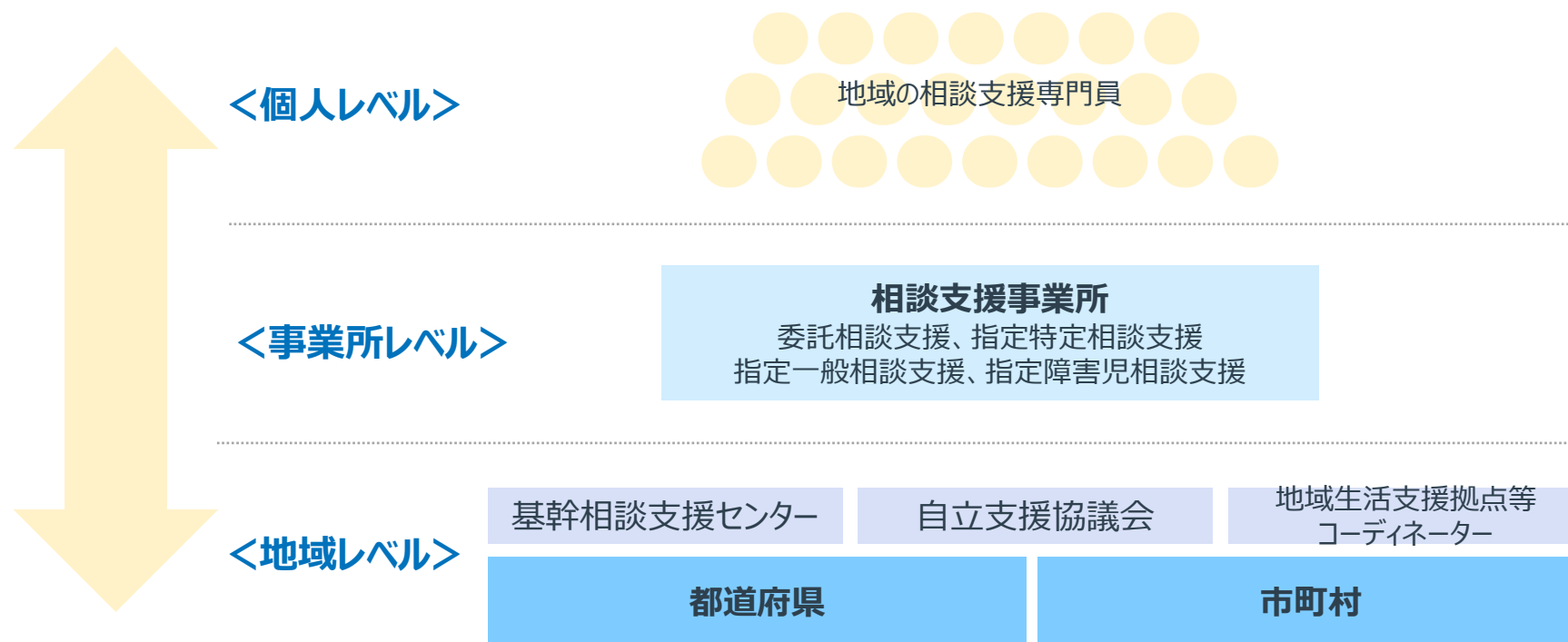


相談支援体制の全体像

- 地域の相談支援は、地域・事業所・個人の視点から、関係者がそれぞれの役割を担い、相互に連携することで体制が強化される。
- 相談支援体制の土台となる地域レベルでは、センターが協議会やコーディネーターと連携しながら、事業所・個人を支える役割を担っている。市町村は、センターと協働しながら、地域課題の把握や体制の評価を行い、相談支援体制の整備を進める役割を担っている。都道府県は、市町村支援や相談員の広域な育成を担っている。



●ポイント

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、自立支援協議会が一体となって機能することで、地域課題への対応から個別支援の充実までを含めた相談支援体制の整備が推進される。

センターが効果的に機能するためのポイント

- センターが地域における相談支援の中核的な役割を担うためには、自治体との共通認識の形成、センターの支援力の確保・向上、地域の相談員の育成、地域のネットワークづくり、経験の蓄積という5つの視点が重要である。

自治体とセンターが共通認識を持つ

- 自治体・センターが地域課題について共通認識を持ち、その上でセンターの役割を相互に整理する
- 自治体・センターが定期的に顔を合わせる機会を持ち、双方の意見を共有しながら取組を進める

センターとしての支援力を確保・向上する

- 実践力のある事業所・人材がセンターの活動を担えるよう、委託相談等含めて地域の関係者で十分に協議を重ねる
- 研修の企画や検討のファシリテーション等、センター職員自身が専門性を高められるような機会を積極的につくる

地域の相談員を育成する

- 助言、同行支援、研修等を通じて地域の事例や知見を共有し、相談支援や事業所運営に関する疑問の解消や実践力の向上を図る

地域のネットワーク (顔の見える関係)をつくる

- 関係機関との継続的な関わりを通じて顔の見える関係を築き、相談支援専門員が地域で孤立することなく、相互に相談・協力できる体制を整える

地域の経験やノウハウを蓄積・共有する

- センターが人材育成やネットワークづくりの中心を担うことで、地域の相談支援に関する情報や知見が自然と集まる仕組みをつくる
- 活動を通じて幅広い関係者との信頼関係を築き、地域の相談支援のハブとなる

センターの役割発揮により
期待される効果

- 例)
- 相談支援員や計画相談支援事業所の増加
 - 複雑なケースへの柔軟な対応力向上
 - 望まないセルフプランの解消 等

後方支援、地域づくりの取組

- ヒアリングを実施したセンターでは、**後方支援の取組**として面接・訪問の同行、個別ケースへの助言、研修・勉強会等の開催、**地域づくりの取組**として協議会の運営、ネットワークの形成、地域課題の把握等を実施していた。

<取組例>

<取組による効果>

後方支援

- 面接や訪問への同行
 - 現任研修を受けるまでの事業所に対して、積極的に電話・訪問同行を実施
- 個別ケースへの専門的助言
 - 事業所訪問、モニタリング検証
 - 事業所との継続的なGSV（グループスーパービジョン）を実施
- 研修、勉強会、事例検討会等の開催
 - 事例検討会で協議会の議論内容も共有
 - 協議会の場で事業所の協働体制の勉強会を開催

相談支援専門員の知識・対応の向上

日々の相談支援の中での疑問の解決

困った時に相談できる関係性の構築

地域づくり

- 協議会の運営
 - 協議会や部会での事例検討の実施
 - 圏域内の自治体の意見交換の場として機能
 - 各部会から課題が上がるボトムアップ型の運営
- ネットワークの形成
 - 相談支援専門員、介護支援専門員等の連絡会を定期開催
- 地域課題の把握
 - 協議会や個別支援を通じた地域課題の整理
 - 社会資源の把握と関係機関への情報共有

自治体とセンターで定期的
に意見を出し合う機会の確保

事業所同士で顔の見える
関係性の構築

地域の主任相談支援専門員
の活躍の場づくり

センターの活動において重点的に取り組む点

- センターの立ち上げの動機や経緯は、地域によって様々であった。センターが相談支援の中核的な役割を担うにあたり、**まず何から重点的に取り組んでいくかは、地域の課題や相談支援体制等を踏まえ、センターと自治体が目指す方向性や役割分担について認識を共有したうえで、協議しながら決めていくことが効果的である。**

■ センターの立ち上げの動機・経緯（例）

地域課題を抽出したい

地域課題の抽出を目的にセンターの設置を検討した。
国の補助事業へ手上げをして、自立支援協議会を立ち上げた後、センターを設置した。

相談支援事業所をバックアップしたい

地域の相談支援事業所から、「困っている時に誰に聞いたらよいかわからない」、「一人事業所の継続的な運営が厳しい状況である」等の声が挙げられた。

相談支援事業所へのバックアップを目的に、協議会から市へ基幹相談支援センター設置の提言を行った。

全ての人へ計画相談を届けたい

相談支援事業所の不足により、全ての人へ計画支援を届けることが困難な状況であった。

事業所の立ち上げを支援し、指導できる存在を作ることを目的にセンターを設置。既に設置していた委託相談とは異なる役割をセンターが担う方針とした。

協議会の議論を施策へ反映したい

委託相談支援事業所が協議会運営を担っていた。議論は活発であったものの、地域課題が施策に結びつきにくい状況が続いていた。

このような課題を踏まえ、委託相談との役割を分け、人材育成や地域づくりを主な目的とした基幹相談支援センターを新たに設置した。

地域の特性や資源を踏まえたセンターの運営形態

- センターの設置にあたっては、地域の特性や社会資源に応じて、**柔軟で実効性の高い運営形態を選択すること**が効果的である。

運営規模 (単独/広域)

地域の実情に応じて、単独設置による運営だけでなく、場合によっては広域的な設置も一つの選択肢となる。

広域設置のメリット

- 相談支援のノウハウ・経験を広域で共有できる
- 広域内の社会資源を共有できる
- 小規模自治体では運用が困難である機能を広域で補完でき、安定的な運営につながる

運営方式 (委託/直営)

委託によるメリット

- 委託先の専門性を活かせる
- 自治体の業務負担を軽減できる
- 自治体担当者の異動に左右されず、経験や知識を組織として蓄積しやすい

直営によるメリット

- 自治体の施策との連携が図りやすい
- 地域課題を行政が直接把握し、迅速に対応方針へ反映できる
- センター機能をまちづくりや福祉施策全体の中で位置づけやすい

委託運営の形態 (単独法人/複数法人)

センターを委託で運営する場合、複数法人へ委託する方法も一つの選択肢となる。

複数法人による運営のメリット

- 各法人が持つ経験・知識をセンターに集約でき、専門性を高められる
- 地域内の複数法人が相談支援について共通の認識を持つことで、地域全体の相談支援体制の底上げにつながる

地域の社会資源や他分野との連携

- センターが相談支援の中核的役割を果たすためには、**地域生活支援拠点等と協議会と一体となって連携**することが重要である。さらに、地域の**委託相談や他分野と連携**することで、関係者の持つ**情報・気づき・ネットワーク**を最大限に活用することが効果的である。

	委託相談支援事業所	(自立支援) 協議会	地域生活支援拠点等コーディネーター	他分野
内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託相談が市内の担当エリアを持ち、エリア内の地域資源や相談支援体制の実態を熟知する役割を目指している 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の相談支援部会では、圏域の全自治体が参加し、地域の相談支援体制について検討する場としている 	<ul style="list-style-type: none"> センターを運営する事業所内に拠点コーディネーターを配置することで、協議会への提言や行政との連携を円滑にしている 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に児童発達支援センターが参加しており、児童分野との連携を図っている 委託先法人が地域包括支援センターも受託しており、高齢分野の連携が取りやすい
連携による効果	<ul style="list-style-type: none"> 委託相談とセンターが連携することで、各役割が整理され、地域の資源を有効的に活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の事務局をセンターが担うことで、センターの活動に協議会のネットワークを役立てることができる センターの活動を通して得た気づきを、協議会への提言に繋げることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等コーディネーターとセンターが連携することで、地域の相談状況や支援ニーズを共有しながら、円滑な相談支援体制を構築することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、高齢、医療、虐待防止・権利擁護などの他分野との連携を行うことで、より切れ目のない支援体制の構築が可能となる

センターの今後の課題

- センターが地域における相談支援の中核的な役割を担っていくためには、予算・運営上の体制強化や相談支援人材の確保、センターの活動に対する評価が課題となっている。
- 上記の課題に対し、自治体とセンターの得意分野を活かした協力・連携体制をとることや、地域全体で人材を育成・活用する視点を持ちながら、目指す相談支援体制を共有し、その実現に向けた取組を評価していくことが重要である。

課題	内容(センターや自治体の声)	課題に対する現場の工夫	対応策
予算の確保・ 運営上の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> センター職員を増員したいが、予算の増額が容易ではない センターの本来の役割以外(関係機関との連絡・調整等)に多くの時間を要している 	<ul style="list-style-type: none"> 開催通知や事務連絡等の業務は自治体が担い、センターは相談支援業務に注力 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体とセンターの得意分野を活かした協力・連携体制の構築 センターの運営体制に応じた仕様書の柔軟な設計・見直し
地域の 相談支援人材の 確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域における相談支援事業所が不足している 中核的役割を担うセンター職員が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> センターが地域の相談を整理し、相談支援事業所へ振り分ける 相談支援事業所職員に対する研修・OJT等の教育機会を確保 相談支援事業所からセンターへ職員を出向 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体のリソースを活用した相談支援の対応 地域で協力して人材を育てる必要性を自治体・センターが周知 育成の中核を担う主任相談支援専門員の養成を地域で進める
センターの活動 の評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の策定が難しい(例：相談件数の増減が必ずしも活動の成果や質を示すものではない) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会等の場でセンターの活動内容を報告し、関係者からフィードバックを得ている 	<ul style="list-style-type: none"> 地域として目指す相談支援体制およびセンターの役割の明確化 目指す姿と現状とのギャップを整理した評価指標の設定 協議会等の場を活用したセンター活動の評価・共有

郡山市障がい者基幹相談支援センターの取組

福島県郡山市
人口約32万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ 委託相談支援事業所から**相談員をセンターへ出向**させ、地域を巻き込んだ相談支援体制を構築した。
- ✓ 市が推進する協働体制について勉強会を開催し、**地域の事業所の経営安定に寄与**した。

■ センターの基本情報

設置年	平成29年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	3名（社会福祉士や精神保健福祉士 及び相談支援専門員の資格を有し、かつ 相談支援専門員として3年以上の経 験年数を有するもの、またはそれに準ずる 者及び相談支援業務を補助する者）

✓ 設置までの流れ

- 協議会の相談支援部会に、**センター設置検討ワーキンググループ**を立ち上げ、センターに求められる人材・人数・具体的な業務内容などを検討した。
- その後、市が主導となり、当時委託相談を受けていた7法人の経営責任者が集まる会議（七福人会議）を立ち上げ、受託先・受託方法について話し合った。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 事業所を訪問し、モニタリング検証を実施
→**事業所へアウトリーチし、顔の見える関係性づくりを行う**
- 協議会や七福人会議にて協働体制の勉強会を実施
- 勉強会では協働体制による事業所のメリット・デメリットを丁寧に共有
→**機能強化Ⅰを取得する事業所の増加**
→**地域の事業所の経営安定に寄与**

地域づくり

- センターの人員は委託相談の7法人から出向として配置
→**委託相談を巻き込んだ地域づくり**
- 委託相談の7法人による七福人会議を定期開催
→**センターの評価機関として機能**

■ その他の取組

- 協議会の「にも包括ワーキンググループ」において、モデル地区の地域包括・社協生活支援コーディネーターと協働し、身近な相談窓口の設置につながっている。

栃木市障がい児者相談支援センターの取組

栃木県栃木市
人口約15万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ センターを課内に直営で設置することで、行政内外との迅速な情報交換や関係構築ができた。
- ✓ 市内事業所から相談員を出向することで、地域の事業所を巻き込みながら地域づくりを実施できた。

■ センターの基本情報

設置年	平成27年
設置形式	直営設置（保健福祉部 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係）
人員体制	市職員 2名 市内相談支援事業所より2名 ※一年契約で派遣を依頼している

✓ 設置までの流れ

- **地域課題の抽出**を目的にセンターの設置を検討した。
- 国の補助事業へ手上げをして、自立支援協議会を立ち上げた後、センターを設置した。

✓ 直営設置の理由

- 直営で設置することで、**市内事業所との連携が取りやすい**と考えたため。
- 課内にセンターを置くことで、情報連携がしやすいことに加え、行政でしか知りえない個人情報をすぐに把握できるため、**支援を円滑に始めることができている**。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 相談支援専門員等の連絡会を定期開催
➔支援員同士や事業所間で顔が見える関係を構築し、連携強化
- 毎年、市内の社会資源マップを作成
➔事業所や他市町村に対して、市内の状況の理解を促す

地域づくり

- センター職員として市内事業所からの人員2名を配置
➔地域の事業所を巻き込んだ地域づくり
➔民間の視点を活かしながら地域のサポートを行う
- 廃止する事業所に廃止理由を聞き取り
➔地域の相談支援体制の実情の把握につながっている

■ その他の取組

- 直営設置であることから、行政内の横のつながりが取りやすくなっている（児童分野、介護分野等）。

比企地域基幹相談支援センターの取組

埼玉県 東松山市・滑川町・嵐山町・川島町・
小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
人口約21万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ 事業所の立ち上げ支援を目的にセンターを設置し、現在、事業所数が増加した。
- ✓ 圏域全体の経験をセンターとして蓄積できるため、幅広い知見の提供が可能となった。
- ✓ 各自治体の障害福祉計画を踏まえ、圏域全体として目指す方向性を共有し、「地域全体で取り組む」内容を年間計画として具体化できるようになった。

■ センターの基本情報

設置年	平成27年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（単年度） ※委託料は8自治体で人口按分
人員体制	常勤2名（社会福祉士・保健師・精神 保健福祉士等の資格を有する相談 員）

✓ 設置までの流れ

- 地域の相談支援事業所の不足に対して、事業所への立ち上げを支援することを目的に設置。
- 先進地域を視察し、体制を参考にした。

✓ 委託先の特徴

- 総合相談センターとして、高齢分野等のケースへの対応にも力を入れている。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 事業所訪問として、管内事業所へ年1回訪問
→一人事業所や新規事業所へのフォロー、関係性づくり
- 事例検討会にて、協議会での議論内容を共有
→協議会への関与が薄い事業所へ地域課題への理解を促す

地域づくり

- 協議会で、圏域としての取組の年間計画を策定
→「地域としてどう取り組むか」を明確化
→自治体職員が異動しても、実施事項が書面に残される
- 協議会の場を通じた8自治体の意見交換
→課題が異なる自治体同士で知見を共有できる
- 協議会の幹事と副幹事を自治体の持ち回りで担当
→自治体がメインで取り組み、センターは助力の立場としている

■ その他の取組

- 事業所からの自主点検の質問にも対応しており、連携が深まるきっかけとなっている
- 年2回協議会にて、センターの活動内容を報告し、フィードバックを受けている

埼玉 埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコの取組

埼玉県
白岡市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町
人口約24万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ センター・行政・委託相談事業所の3者が協働して協議会部会を運営することで、**施策の反映**につながった。
- ✓ 委託先は**3法人共同体**で運営しており、**地域の相談支援体制を底上げ**した。

■ センターの基本情報

設置年	平成30年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人みぬま福祉会 社会福祉法人じりつ 社会福祉法人平野の里 ※3法人共同体（JV方式）で運営
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	常勤3名 ※委託先から1名ずつ出向形式

✓ 設置までの流れ

- 地域課題の抽出と施策への反映を目的に、人材育成や地域づくりを中心に実施する機関としてセンターを設置した。

✓ 委託先の特徴

- **委託相談を受託していた3法人**である。
- 地域の3法人がセンターの運営を通じて同じ足並みで考えることで、地域の相談支援の底上げにつながっている。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 新規に立ち上げた事業所へ毎月訪問（他は1回/3か月）
→個別ケースや運営面の相談に乗り、**孤立を防ぐ**
- 定期的なGSVの実施、実施前後には事例提供者と個別SVを行う
→「やりっぱなし」にならないような仕組みづくり
- 事業所の受け持ち件数の把握やモニタリング検証
→**地域全体を俯瞰した運営上の課題の把握**

地域づくり

- 各部会は**センター・行政・委託相談事業所の3者が協働して運営**
- 部会で抽出された地域課題をセンターが集約
→**協議会の活動内容が施策への反映につながっている**
- センター内の運営会議には委託先法人の中核職員も参加
→**地域課題に民間事業所がどう取り組んでいくか検討できる**

■ その他の取組

- 市町で虐待・差別に関する事例が発生したときは、協議会の運営会議で報告してもらい、圏域内で共有し、経験値として積み重ねている。
- 協議会の全体会にて、センターの実績報告を実施している。

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいくの取組

センター設置の メリット・効果

- ✓ 市内を4分割し、各エリアに委託相談支援事業所を配置することで、エリアの特徴や社会資源を掌握する仕組みを構築した。
- ✓ セルフプラン率の低下に向けて、セルフプランの市民を対象に1対1での計画作成支援を行った。
- ✓ 市独自の計画作成マニュアルを地域の相談支援事業所と作成することで、人材育成につながった。

■ センターの基本情報

設置年	平成25年
設置形式	外部委託
委託先	特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	常勤3名（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、その他障害福祉に関連する専門職いずれかに該当）

✓ 設置までの流れ

- 地域の事業所から「困っているとき、誰に聞いたらよいか分からない」という声が挙げられていた。
- 協議会での検討のもと、地域における相談支援を統括し基幹的な役割を担う役割として、センターを設置した。

✓ 委託先の特徴

- 委託相談支援事業所が有志でNPOを立上げている。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 相談支援事業所とともに市独自の計画作成マニュアルを作成
→地域の相談支援事業所の人材育成につながっている
→マニュアルの普及を通じて、相談支援の価値を共有している
- 望まない形でセルフプランとなった市民に対し、一対一で計画の作成を支援

地域づくり

- 市内を4分割し、各エリアに委託相談支援事業所を配置
→エリアの特徴や社会資源を掌握する仕組みを構築
- 協議会は部会から課題が上がるボトムアップ型としている
→協議会を形骸化させない仕組みづくり

■ その他の取組

- 地域課題を自分事として捉えるには時間を要するため、障害の枠に留まらない様々な資源を活用するよう、意識している。

相談支援センター若狭ねっとの取組

福井県
小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
人口約7万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ 相談支援事業所への支援を通じて、相談支援事業所数が増加した。
- ✓ 協議会の事業所連絡会にはほぼ全ての事業所が参加し、地域課題を共同で検討できる体制を整えた。

■ センターの基本情報

設置年	平成26年
設置形式	外部委託
委託先	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	2名（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等））

✓ 設置までの流れ

- 美浜町・若狭町と小浜市・高浜町・おおい町のそれぞれの合同協議会にてセンター設置の議論が為され、委託相談支援事業所を運営主体としてセンターを設置した。

✓ 委託先の特徴

- 元々委託相談を受託していた法人である。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 現任研修を受けるまでの事業所に対して、電話・訪問同行等を積極的に実施
→事業所の安心につながり、地域の事業所数が倍増
- 協働的に機能強化体制加算を取得している事業所へGSVを実施
→他事業所にも声を掛けることで、人材育成の場となっている

地域づくり

- 協議会の部会同士の意見交換や事例検討の機会を設けている
→他機関との情報交換や連携の場を確保
- 児童発達支援センターのセンター長に協議会の障害児通所支援事業所連絡会の会長を担ってもらっている
→児童分野と常に連携できる環境を整備

■ その他の取組

- 毎月の基幹・委託・主任・行政連絡会において活動の報告書を提出し、センターの活動の評価をしてもらっている。

上小圏域基幹相談支援センターの取組

センター設置の メリット・効果

- ✓ 委託契約の内容を毎年更新していることで、国が求めるセンターの役割を直ぐに業務へ反映できた。
- ✓ スーパービジョンによるOJTを継続的に実施することで、センターがどの相談支援事業所ともアクセスできる関係性を構築できた。
- ✓ 協議会の運営委員会に全自治体の係長が参加することで、センターと自治体の結びつきが強くなった。

■ センターの基本情報

設置年	平成24年
設置形式	外部委託
委託先	NPO法人上小地域障害者自立生活支援センター
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	常勤8名、非常勤2名（主任相談支援専門員5名、相談支援専門員4名、相談員1名）

✓ 設置までの流れ

- 長野県の方針として、複数市町村で中核となるセンターを設置している。
- 国から示されているセンターの業務に準じて力を入れられるよう、契約は毎年更新で、**契約書の内容は毎年見直している。**

✓ 委託先の特徴

- 元々委託相談を受託していた法人である。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 相談支援事業所とのGSVを継続的に実施
→センターがどの地域の相談支援事業所ともアクセスできる仕組み

地域づくり

- 協議会の運営委員会に全自治体の係長が参加
- 部会の座長は必ず自治体の係長が務める
→センター・自治体がともに考える場の確保
→センター・自治体同士の関係性の強化
- 相談支援の継続が困難な事業所に対し、ケースの引き継ぎ先を検討
→地域の実態を把握した上で継続できる方策を模索
- センターが連携の中心となり、近隣4市町村を含めた6法人で緊急ショートステイの受け入れ枠を作成
→緊急時の受け入れ先の確保

■ その他の取組

- 協議会にて、センターの活動内容と効果について報告を行っている。
- 機能強化事業でセンターの役割が明文化されたことで、支援関係者・市町村とのこれまでにない密な連携強化に繋がっている。

浜松市障がい者基幹相談支援センターの取組

静岡県浜松市
人口約78万人
指定都市/中核市/市町村/圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ 市内に基幹相談支援センターを1か所、障がい者相談支援センター(委託相談)を7か所設置することで、市内の相談支援体制を充実化した。
- ✓ 7か所のセンターを区役所内もしくは近隣に設置することで、市民がアクセスしやすい環境を整えた。

■ センターの基本情報

設置年	平成30年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人 小羊学園、社会福祉法人 聖隷福祉事業団、社会福祉法人天竜厚生会、医療法人 好生会、医療法人社団 至空会 ※5法人によるJV方式で運営
契約方法	プロポーザル契約（令和6年度）
人員体制	5名 ※法人から1名ずつ出向

✓ 設置までの流れ

- 委託相談支援事業所へのモデル事業として開始し、平成30年よりセンターを設置した。

✓ 委託先の特徴

- 元々委託相談を受託していた5法人である。
- 各法人の得意分野を生かして専門性を高めようと、JV方式での受託についてプロポーザルで提案がされた。
- 事務局とセンター長を担う各法人を設定している。
- 3障害を対象としている。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターを担っている。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 委託相談支援事業所へのOJTを実施
- 緊急時対応のバックアップ

地域づくり

- 市全体を見る基幹相談支援センターを1か所、各地域を見る障害者相談支援センターを7か所設置
 →各センターがそれぞれの役割に集中できる仕組みづくり
 →区役所内もしくは近隣設置することで、市民がセンターへアクセスしやすい
- 高齢分野、児童分野における会議へセンターも参加
 →他分野との連携を強化

■ その他の取組

- 障害者相談支援センターには活動の自己評価、他者評価をしてもらっている。最終的には市全体を見る基幹相談支援センターにその結果をまとめてもらっている。
- センターと自治体の連絡にビジネスチャットを導入している。

半田市障がい者相談支援センターの取組

愛知県半田市
人口約12万人
指定都市/中核市(市町村)圏域

センター設置の メリット・効果

- ✓ 相談支援事業所から**相談員をセンターへ出向**させ、センターが人材育成を担うことで、**地域全体で相談員を育成する体制**を整えた。
- ✓ 協議会の運営は、市が事前準備や記録を担い、内容は市とセンターで検討することで、**センターが議題検討に注力できる体制を構築**した。

■ センターの基本情報

設置年	平成24年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	6名 ※委託相談を含む

✓ 設置までの流れ

- 専門性・公平性・中立性の観点から、平成20年に相談支援事業を社協へ委託した。平成24年の法改正に伴い制度化されたセンターについても、地域における中核的な役割を担う機関として、併せて委託した。

✓ 委託先の特徴

- 元々 **委託相談を受託していた法人**である。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 相談支援事業所からセンターへ相談員を出向させ、センターで育成を担う
→ **地域全体で相談員を育成する体制の構築**
- センターへの出向終了後は、ケースを引きついで事業所に戻ってもらう
→ **センターが地域の個別ケースを把握する仕組みづくり**

地域づくり

- 協議会運営では、センターと行政で共同事務局を構成
→ **専門的知識等を持った社協と、事務手続き・各種調整等に長けた行政で互いの強みを活かした運営**
- センターを中心に、自治体を含めたネットワークがつけられている。利用者が何らかの理由で相談支援を受け入れられなくなった場合、センターが利用者に関係機関へつないでいる。

■ その他の取組

- センター内の人員育成については、新任職員を対象に、三か月に1回、SVとして面談を実施している。

半田市障がい者相談支援センターの取組

センター設置の メリット・効果

- ✓ 相談支援事業所から**相談員をセンターへ出向**させ、センターが人材育成を担うことで、**地域全体で相談員を育成する体制**を整えた。
- ✓ 協議会の運営は、市が事前準備や記録を担い、内容は市とセンターで検討することで、**センターが議題検討に注力できる体制を構築**した。

■ センターの基本情報

設置年	平成24年
設置形式	外部委託
委託先	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（単年度）
人員体制	6名 ※委託相談を含む

✓ 設置までの流れ

- 専門性・公平性・中立性の観点から平成20年に相談支援事業を委託。平成24年の法改正に伴い制度化された基幹相談支援センターについても、地域における中核的な役割を担う機関として併せて委託。

✓ 委託先の特徴

- 元々 **委託相談を受託していた法人**である。

■ 特徴的な取組

後方支援

- 相談支援事業所からセンターへ相談員を出向させ、センターで育成を担う
→ **地域全体で相談員を育成する体制の構築**
- センターへの出向終了後は、ケースを引きついで事業所に戻ってもらう
→ **センターが地域の個別ケースを把握する仕組みづくり**

地域づくり

- 協議会運営では、センターと行政で共同事務局を構成
→ **互いの強みを活かした活動ができる（専門的知識等を持った社会福祉協議会、事務手続き・各種調整等に長けた行政）**
- 事業所が利用者を受けられなくなった場合、センターが地域の事業所へ振り分けを実施
→ **地域資源を有効に活用する仕組みを構築**

■ その他の取組

- センター内の人員育成については、新任職員を対象に、三か月に1回、SVとして面談を実施している。